

## 吸収分割に係る事前開示書類

2025 年 10 月 3 日

HIBC 株式会社

株式会社博報堂 DY ホールディングス

2025 年 10 月 3 日

## 吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項  
吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

東京都千代田区九段南四丁目 2 番 11 号 アビ  
スタ市ヶ谷ビル 2 階 C

HIBC 株式会社  
代表取締役 鉢嶺登

東京都港区赤坂 5 丁目 3 番 1 号  
株式会社博報堂 DY ホールディングス  
代表取締役社長 西山 泰央

HIBC 株式会社（以下「甲」といいます。）及び株式会社博報堂 DY ホールディングス（以下「乙」といいます。）は、2025 年 9 月 11 日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を 2025 年 11 月 5 日として、甲がその営む株式会社デジタルホールディングス（以下「デジタルホールディングス」といいます。）の株式保有事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

### 1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 に記載のとおりです。

### 2. 分割対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際しては、株式その他の金銭等の交付を行いません。甲は、本吸収分割の効力発生日付で乙の完全子会社となる予定であり、乙が甲の発行済株式の全てを保有することになることから、かかる取扱いは相当と考えております。

### 3. 会社法第 758 条 8 号に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

### 5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 自己株式の取得

乙は、2025年5月13日開催の取締役会決議において、以下のとおり、自己株式の取得を行うことを決議しました。

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 取得対象株式の種類  | 乙普通株式                     |
| 取得し得る株式の総数 | 1,200万株（上限）               |
| 株式の取得価額の総額 | 100億円（上限）                 |
| 取得期間       | 2025年5月14日～2026年3月31日     |
| 取得方法       | 東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付 |

② 連結子会社（特定子会社）の持分法適用関連会社への異動

乙は2025年5月28日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社Hakuhodo DY ONEが保有する、乙の特定子会社（孫会社）であるユナイテッド株式会社（以下「ユナイテッド」といいます。）の普通株式の一部（1,930,000株）を総額1,129,050,000円で売却することを決議し、2025年5月30日に売却を完了いたしました。そのため、ユナイテッドは実質支配力基準に基づき、乙の連結子会社から持分法適用関連会社に異動しました。

③ 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

乙は、2025年7月16日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「処分」といいます。）を行うことについて決議し、2025年8月8日に自己株式処分を行いました。

|                     |                                                                                                         |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 処分期日                | 2025年8月8日                                                                                               |
| 処分する株式の種類及び数        | 乙普通株式 303,500株                                                                                          |
| 処分価額                | 1株につき1,138円                                                                                             |
| 処分価額の総額             | 345,383,000円                                                                                            |
| 処分先及びその人数に並びに処分株式の数 | 乙の取締役（※）：5名 54,704株<br>乙の執行役：6名 31,901株<br>乙子会社の取締役：10名 85,333株<br>乙子会社の執行役員：23名 131,562株<br>※社外取締役を除く。 |

④ 乙によるデジタルホールディングスの非公開化

乙は、デジタルホールディングスを完全子会社とすることを目的として、2025

年 9 月 12 日から同年 10 月 28 日までを公開買付けの買付け等の期間とする、デジタルホールディングスの普通株式（1 株につき 1,970 円）並びに第 9 回新株予約権及び第 10 回新株予約権（第 9 回新株予約権買付価格を 79,100 円、第 10 回新株予約権買付価格を 95,400 円）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始しております。

## 6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

### (1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙 3 に記載のとおりです。

### (2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

### (3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

#### ① 株式会社 3i との間の吸収分割

甲は、吸収分割により、2025 年 11 月 4 日を効力発生日として、株式会社 3i に対し、甲の営む全事業（ただし、デジタルホールディングスの株式保有事業を除く。）に関する権利義務を承継させることを予定しております。

#### ② 甲の株式に関する株式譲渡契約の締結

乙及び鉢嶺登氏は、2025 年 9 月 11 日付で、本公開買付けの成立等を条件として鉢嶺登氏からその保有する甲の株式 9,000 株を乙が譲り受ける内容の株式譲渡契約を締結しました。

## 7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

### (1) 甲の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生後における甲の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本吸収分割の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されております。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

### (2) 乙の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生後における乙の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本吸収分割の効力発生日以後において、乙が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されております。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における乙の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

別紙 1（吸収分割契約書）

（添付のとおり）

別紙 2（吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

別紙 3（吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）